

# 川崎市契約条例第7条に定める公契約について

平成29年4月 川崎市財政局資産管理部契約課

川崎市契約条例第7条に規定する特定工事請負契約及び特定業務委託契約（以下「公契約」という。）とは、その契約に従事する労働者の賃金について、作業報酬下限額という定めを下回らないようにすることを契約約款で定める契約のことをいいます。

川崎市では、平成23年4月から公契約制度を施行しています。

## 1 公契約の規定

契約条例第4条第6号には、「契約により市の事務又は事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図ること。」を規定しており、この規定を受けて、第7条以下に特定契約に従事する労働者に支払われるべき作業報酬の下限の額を定め、これを下回る作業報酬の支払いが行われないようにするために必要な事項を契約条項として規定しています。

## 2 公契約の内容

### (1) 対象となる契約の範囲

※契約金額が対象金額未満でも**予定価格が対象金額以上**であれば対象です。

#### ○特定工事請負契約

予定価格（税込）6億円以上の工事契約

#### ○特定業務委託契約

ア 予定価格（税込）1000万円以上の次の委託契約

業種コード	業種	種目
16	警備	人的警備、駐車場管理
17	建物清掃等	全種目
18	屋外清掃	全種目
19	施設維持管理	全種目
22	電算関連業務	データ入力
29	給食調理業務	全種目

※給食調理業務は、平成28年度契約案件から対象となっております。

※また、調理業務を含むものを対象とします。

イ 指定管理者と締結する協定

指定管理における公契約条項の適用については、総務企画局行政改革マネジメント推進室の資料を御覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000022716.html>

(2) 対象となる労働者の範囲 (※1)

特定工事請負契約

- 労働基準法第9条の労働者であって、当該工事契約に係る作業に従事するもの
- 自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により当該工事契約に係る作業に従事するもの (一人親方)

特定業務委託契約

- 労働基準法第9条の労働者であって、当該委託業務に係る作業に従事するもの

※1 対象となる者は、受注者(元請)に雇用される者だけでなく、下請に雇用される者、派遣労働者等も対象となります。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人は除きます。

(3) 作業報酬の下限の額について

- ①作業報酬下限額を定めるに当たって勘案する額について

特定工事請負契約 本市公共工事設計労務単価

特定業務委託契約 神奈川県について決定された地域別最低賃金額

(平成28年3月 契約条例改正により生活保護基準から変更)

【変更点】

②作業報酬下限額

作業報酬下限額は、次の場合を除き**契約締結時の作業報酬下限額が契約完了まで適用**されます。平成29年度の作業報酬下限額については、別紙一覧表を御覧ください。

【契約締結時から業務完了までに適用される作業報酬下限額に変更がある場合】

**平成29年度以降に契約を締結する特定業務委託契約のうち、複数年度にまたがる契約**については、**各年度の最新の作業報酬下限額が適用**されることとなります。

(4) 作業報酬下限額の規定の順守について

公契約における作業報酬下限額についての規定は、本市と受注者お互いが順守

する契約事項です。具体的には、契約書の約款、指定管理者の協定にその旨を記載します。

市は、必要があると認めるとき又は労働者からの申出があるときは、受注者に対し作業報酬下限額の事項の履行状況の調査をすることがあります。調査の結果、違反がある場合には是正措置を受注者に求めます。もし、受注者が調査に協力しない場合や是正措置を講じない場合は、契約不履行として契約の解除、指名停止等の制裁措置を課すことができることとなっています。

労働者は、作業報酬下限額以上の額を支払われていない場合は、市又は受注者にその旨の申出ができます。

#### (5) 契約期間中に行う事項（契約書等に記載する事項）

##### ア 受注者に関する事項

- 対象労働者の作業報酬台帳（※2）を作成・管理し、市が指定する期日までに提出すること。
- 労働者に対して、条例の適用対象であること及び作業報酬下限額等を周知すること。
- 労働者が作業報酬下限額以上の作業報酬を受け取れるようにすること。
- 労働者から申出があった場合、誠実に対応し、その申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしないこと。
- 条例の履行に関する調査に応じること。
- 条例の履行に関する是正措置を講じ、その旨を報告すること。

##### イ 市に関する事項

- 受注者が調査に協力しない場合や是正措置を講じない場合は、契約の解除ができること。（指定管理者の協定の場合は、指定の取り消し又は管理の業務の全部又は一部の停止ができること。）
- 解除によって受注者に損害が生じても、市は、その損害を賠償する責任を負わないこと。

※2 「平成29年度の作業報酬下限額」、「対象労働者の作業報酬台帳」については、川崎市ホームページ入札情報かわさきの公契約関係のページに掲載していますので、そちらも御覧ください。

## 別紙: 特定工事請負契約の作業報酬下限額

平成29年4月3日以降に公告する特定工事請負契約から適用する。  
ただし、平成29年4月3日より前に公告し、かつ、平成29年4月3日以降に契約を締結する案件のうち、平成28年2月の公共工事設計労務単価で積算し、契約締結後に平成29年3月の公共工事設計労務単価に基づき変更契約を締結する案件については、当該作業報酬下限額を適用する。

(単位:円)

職種	作業報酬下限額
特殊作業員	2,594
普通作業員	2,242
軽作業員	1,570
造園工	2,230
法面工	2,776
とび工	2,958
石工	2,924
ブロック工	2,697
電工	2,480
鉄筋工	2,799
鉄骨工	2,776
塗装工	3,049
溶接工(機械工)	3,345
運転手(特殊)	2,629
運転手(一般)	2,242
潜かん工	3,243
潜かん世話役	3,834
さく岩工	3,072
トンネル特殊工	3,208
トンネル作業員	2,629
トンネル世話役	3,458
橋りょう特殊工	3,220
橋りょう塗装工	3,367
橋りょう世話役	3,630
土木一般世話役	2,697
高級船員	3,140
普通船員	2,480

職種	作業報酬下限額
潜水士	4,346
潜水連絡員	2,958
潜水送気員	2,912
山林砂防工	2,902
軌道工	4,732
型わく工	2,799
大工	2,765
左官	2,902
配管工	2,287
はつり工	2,708
防水工	2,958
板金工	2,935
タイル工	2,457
サッシ工	2,720
内装工	3,026
ガラス工	2,685
建具工	2,629
ダクト工	2,275
保温工	2,389
建築ブロック工	2,538
設備機械工	2,424
交通誘導警備員A	1,570
交通誘導警備員B	1,365
電気通信技術者	3,322
電気通信技術員	2,230
機械設備製作工	2,639
機械設備据付工	2,333

## 2 特定業務委託契約の作業報酬下限額(平成29年度)

(単位:円)

職種	作業報酬下限額
	964